平成２１年（フ）第１２１９号
北九州市戸畑区椎ノ木町10番７号
破産者　河野　光昭
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第８５９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷１丁目22番地の８
破産者　芦田　伸一
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第４７４号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟２－５号、従前の住所金沢市西金沢新町84番地
破産者　宮本　由美
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所
平成２２年（フ）第６７号
愛知県一宮市八幡２丁目３番20号　コーポ八幡Ⅱ202号
破産者　粟津　幹也
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第６８号
愛知県一宮市八幡２丁目３番20号　コーポ八幡Ⅱ202号
破産者　粟津　由佳
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第１２１号
愛知県江南市古知野町花霞108　レオパレスＳＵＮ205、住民票上の住所愛知県江南市中奈良町熊野48番地　ナビタウン江南Ⅱ２番館1108号
破産者　田口　義己
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第２５１号
和歌山県橋本市菖蒲谷977番地
破産者　夏目　義也
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２１年（フ）第４１１号
静岡県熱海市渚町15番11号
破産者　吉田耕之助
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第４１２号
静岡県熱海市渚町15番11号
破産者　吉田　育子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２５４号
青森県弘前市大字堅田３丁目４番地７
破産者　一戸　賢治
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第２２２号
青森県弘前市大字早稲田３丁目10番地24
破産者　伊藤　　恵
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部
平成２２年（フ）第１４５２号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ５号棟607号室
破産者　松井　啓一
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第２６２２号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目２番４－605号、開始決定時の住所横浜市鶴見区佃野町13番８号
破産者　佐藤　秀男
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第８４号
愛知県豊川市野口町花ノ木88番地
破産者　鈴村　忠彦
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２２年（フ）第５１１号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番28号、開始決定時の住所大阪府豊中市南桜塚１丁目３番８－506号
破産者　ハマヤこと　越智　一佳
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２２７９号
大阪市城東区関目１丁目24番６－607号
破産者　康原龍次郎こと　康　龍次郎
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３８８３号
大阪府枚方市香里ケ丘７丁目４番地の１204、開始決定時の住所大阪府枚方市東香里３丁目19番３号
破産者　米田　　成
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部